農地法関係証明交付申請書

代理人の場合
委任状　添付

令和　　年　　月　　日

（あて先）前橋市農業委員会長

（申請者様記入欄）
【代理人の方の名前での直接の申請は受け付けておりません。】

申請者	住　所	
	氏　名	㊞
代理人	住　所	
	氏　名	㊞（職印）
連絡先 TEL		（　　）

土地等の表示	町	地　番	地目	面積 ㎡

証明を必要とする理由　◎下の□のいずれかにチェック

□ 法務局へ地目変更登記に必要なため	□ 税務署へ提出のため
□ 資産税課へ提出のため（農地証明は登記地目が農地の場合のみ）	□ その他（　　）
□ 金融機関へ提出のため	

◎下の□のいずれかにチェック

申請事由〔有料〕

□耕作証明

□現況証明（下の◇から選択。添付書類は下欄内☆参照）
◇転用許可後（　　条）
（市街化調整区域内のみ）
昭・平・令　年　月　日許可
許可番号（　　）
転用目的（　　）
◇法施行（昭和21年11月）前
の明・大・昭　　年　　月
から（　　）として
利用している
◇農地（　　）証明

□賃貸借証明

□申請中の証明

申請事由〔無料〕

□耕作証明（農地法）

□届出・許可　証明
受理日・許可日
昭・平・令　　年　　月　　日
受理・許可番号（　　）
転用目的（　　）
★添付書類［３ヶ月以内のもの］
①登記事項証明書（要約書でも可）
②委任状（代理申請のみ）
※登記事項証明書に記載の所有者や住所が現況と異なる場合は繋がる書類
※その他必要と認めるべき書類

☆現況証明添付書類（書類は原本で申請日より３ヶ月以内のもの）

1　登記事項証明書（全部事項証明書）※法務局で発行
2　案内図－住宅地図の写等
3　地形図（公図の写し）※法務局で発行
4　施設物の配置図（利用現況図）
（法施行前には固定資産税の名寄帳も添付のこと）
5　住民票（転用目的が住宅の場合に限る。ただし、貸借の場合は借人の書類とする）
6「許可指令書」原本の写し

＊ 代理申請には、委任状が必要となります（上記申請者欄の押印不要）。
＊「法施行前」申請には１～４、「転用許可後」申請には１～６が必要となります。

農業委員会確認欄	公印
○調査年月日　令和　　年　　月　　日	
○総会年月日　令和　　年　　月　　日　　領収書ＮＯ．	

上記のとおり相違ないので証明を交付してよろしいでしょうか。

担当者　　㊞

事務局長	係　長	係　員

（続紙）

申請者	住　所	
	氏　名	㊞
	住　所	
	氏　名	㊞
	住　所	
	氏　名	㊞
	住　所	
	氏　名	㊞
代理人	住　所	
	氏　名	㊞（職印）

	町	地番	地目	面積　㎡
土地等の表示				